

## 消費者

### 新生活の準備は、大丈夫？

#### 賃貸住宅退去時のトラブルを防ぐには

新生活が始まる春は、退去時の原状回復費用の負担をめぐるトラブルの相談が多く寄せられます。トラブルを避けるために、次のことを確認しましょう。

##### ①入居時の確認

入居前に自分がつけたものではない傷などがあれば、撮影日が分かるようにして写真を撮っておく。また、貸主に傷などの箇所を伝えておくトラブル防止になります。

##### ②退去時に行うこと

###### ・原状回復

借主には原状回復義務があり、入居期間中に部屋に取り付けたものは撤去し、不注意などでつけた傷などは、借りる前の状態に修復しなければなりません。

###### ・室内清掃

借主は借りていた部屋をきれいにして返しましょう。退去に際しては、十分に清掃を行い、油汚れを除去しゴミも処分しておきましょう。



##### ③「原状回復ガイドライン」

退去する際の原状回復や、借主が

負担する費用などの考え方について、国土交通省が『原状回復をめぐるトラブルとガイドライン』を公表しています。

##### ・借主負担となるもの

借主に責任のある損傷、汚損などの修復費用（経年変化などを除く）

##### ・借主の負担割合

建物や設備などの経過年数を考慮し、年数が多いほどその負担割合は減少します。

不動産賃貸借は、契約時に原状回復などについて当事者同士でよく確認しておくことが大切です。不明な点は消費者センターへご相談ください。

消費者センターでは、悪質商法や新手的消費者トラブルなどの警戒情報をメールマガジンで配信しています。この機会にメールマガジンに登録しましょう。



登録はこちらから!

■ご相談は消費者センター（☎829・1234）へお気軽にごとぞ。受け付けは午前10時～午後5時です。月曜日休業（祝日の場合、直後の平日）。土・日・祝日も相談できます。